

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3
電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393
ホームページアドレス <http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219>
電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



熊本県豚コレラ防疫演習の開催について

令和元年（2019年）10月11日に阿蘇市で、令和元年度熊本県豚コレラ防疫演習が開催されました。

基調講演では、岐阜県農政部家畜防疫対策課高井課長による、「**岐阜県における豚コレラの防疫対応について**」講演があり、**1～5例目発生時の対応**について、**防疫作業時の反省点や課題**について等、貴重な講演がありました。

実地演習では、日齢の異なる豚の模型を用いて、**日齢や豚舎構造の違いに応じた殺処分方法**について演習を行いました。また、**カゴ台車を用いた資材の搬入方法**や**消毒ゲートによる消毒**等、過去の防疫対応から得られた、防疫作業の改善策についても実演を行いました。



模型を用いた殺処分の演習



消毒ゲートによる消毒方法の実演

高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間

台湾等の近隣諸国では、依然として高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生が続いています。また、渡り鳥の飛来シーズンが到来し、国内への病原体侵入リスクが一層高まっています。そこで、熊本県では**11月1日～翌年4月30日**を「**高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間**」と定め、本病の発生予防及び早期発見に万全を期すため、防疫対策を強化しております。ウイルスを農場内に侵入させないために飼養衛生管理基準の遵守を再徹底し、異常鶏の早期発見・早期通報に御協力をよろしく願います。

11月は畜産環境月間です！

平成16年11月1日の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」本格施行を機会に、熊本県では11月を畜産環境月間と定めて、畜産環境保全に努めるように呼びかけています。

法に定める管理基準の適用を受ける飼養規模は次のとおりです。

牛、馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上
これらに該当する方は、次の事項を遵守する必要があります。

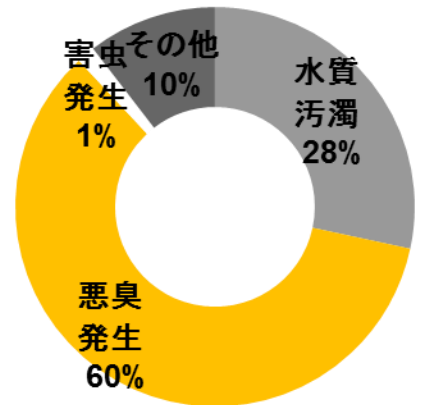
- ◆堆肥・尿処理施設の床を不浸透性材料(コンクリートやビニール等)で整備し、堆肥施設等には適当な被覆や側壁等を設けること。
- ◆堆肥化処理施設等の定期的な点検、補修、維持管理を行うこと。
- ◆家畜排せつ物の発生量や処理について記録をつけること。

※管理基準以下の経営においても適正に管理することが必要です

畜産環境への苦情の半数以上は、悪臭発生によるものです。
悪臭発生対策は以下のとおりです。

- 畜舎からのふん尿の早期搬出
- 畜舎内外の清掃
- 適正な堆肥化・浄化处理
- 圃場での散布後の速やかな耕起

畜産業において、家畜排せつ物を適正に管理することは義務となっています。
地域に理解される畜産経営を目指しましょう。



畜産経営に起因する苦情発生状況

平成30年7月～令和元年6月

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地(国)	畜種	発生年月日
アフリカ豚コレラ	中国(2件)	豚	令和元年(2019年)10月1日 ～令和元年(2019年)10月30日
	韓国(5件)	豚	令和元年(2019年)10月2日 ～令和元年(2019年)10月9日

令和元年(2019年)11月1日時点

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」

